

第4章

飼料添加物製造業者届

1 飼料添加物製造の開始

飼料添加物を製造しようとする者は飼料安全法第50条第1項の規定に基づき、その事業を開始する2週間前までに、本社が所在する都道府県知事を経由して農林水産大臣に届ける必要があります。

製造業者が自社で製造した製品を販売する場合には、販売業者届は不要です。（製造業者届の中に販売を行う事業場を記入する必要があります。）

なお、飼料及び飼料添加物の両方を製造する場合には、飼料製造業者届及び飼料添加物製造業者届を別葉にして提出してください。

2 飼料添加物製造業者届の記載方法

飼料製造業者届に準じて記載してください。

(1) 製造に係る飼料添加物の種類

1) 有効成分が単一のもの（単一製剤）

- ・成分規格等省令の別表第2の8の各条に規定された成分名を記載してください。
- ・各条のなかで更に細かい区分が規定されているものについては、その細区分ごとに記載してください。

例1. 生菌剤で、菌株の種類により細かい区分が規定されているもの

例2. ビタミンAD等で、液状製剤と粉状製剤の区別があるもの

例3. 酵素類等で、生産菌の違いにより細かい区分が規定されているもの

例4. 抗生物質で、精製級と飼料級の区別があるもの

- ・製造用原体についてはその旨を記載し、製剤と分けて記載してください。

2) プレミックス（複合製剤）

- ・対象家畜等が定まっているもの（抗生物質、合成抗菌剤、色素を含むもの）は、その対象家畜等が明らかとなる名称を用いてください。

例1. ほ乳期子豚用プレミックス、幼すう用プレミックス

- ・対象家畜等が定まっていないものは、含有する飼料添加物の内容を表す名称を用いてください。

例2. ビタミン・ミネラルプレミックス

3) 生菌剤

- ・菌種名に加え菌株名も記載してください。

例1. バチルス サブチルス BN株 又は バチルス サブチルス[その1]

4) 輸出用又は試験研究用の飼料添加物の名称

- ・届出業者が独自に決めた銘柄名を記載してください。飼料添加物の種類と同じになってもかまいません。

(2) 飼料添加物の製造の開始年月日

飼料添加物の製造を開始する年月日を記載してください。

(3) 飼料添加物の原料又は材料の種類

使用する全ての原材料について飼料添加物の種類毎に区分して記載してください。

- 1) 単一製剤
- 2) 複合製剤

(4) 飼料添加物製造施設の概要

- 1) 飼料添加物の製造に係る主要施設の概要
 - ・可能な限り製造事業場別に区分し、表形式にして記載してください。
 - ・製造に用いる施設の形式、規模、能力、数量等を記載してください。
- 2) 飼料添加物の製造フロー
 - ・製造工程がわかる、フローシートを添付してください。
 - ・製造フローシートは製造工程の各段階において使用する物質名、濃度、製造上の条件等を記載してください。

3 届出事項に変更があった場合

届出事項に変更が生じた場合や事業を廃止した場合は、第50条第4項の規定により、その日から1月以内に届ける必要があります。

(1) 飼料添加物製造業者届出事項変更届

次の事項に変更があった場合は、「飼料添加物製造業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

なお、記載にあたっては「飼料製造業者届出事項変更届」に準じ、各項目の「飼料」という箇所を「飼料添加物」に置き換えてください。

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）
- 2 飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 販売業務を行う事業場及び当該飼料添加物を保管する施設の所在地
- 4 製造に係る飼料添加物の種類（輸出用又は試験研究用として製造するものについては、その旨及びその名称）
- 5 飼料添加物の製造開始年月日
- 6 製造する飼料添加物の原料又は材料の種類
- 7 飼料添加物製造施設の概要

4 事業の廃止届

事業を廃止した場合は、「飼料添加物製造業者事業廃止届」を提出して下さい。

なお、記載にあたっては「飼料製造業者事業廃止届」に準じ、各項目の「飼料」という箇所を「飼料添加物」に置き換えてください。

- (1) 届出年月日
 - ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載する。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。
- (2) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付
 - ・最初に販売業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料添加物製造業者届(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

製造を開始する2週間前までに届出

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

〇〇〇〇株式会社 代表取締役 ○〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

2 飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	事業場の所在地
〇〇〇〇株式会社〇〇工場	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

3 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇支店)
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇支店)

(2) 飼料添加物を保管する施設の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇倉庫)
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇倉庫)

4 製造に係る飼料添加物の種類

種	類
プロピオン酸カルシウム、幼すう用プレミックス、	
〇〇〇マイシン	

なお、輸出用又は試験研究用の飼料添加物の種類及び名称は次のとおりです。

(輸出用)

飼料添加物の種類	飼料添加物の名称
〇〇〇マイシン	G r o w t h e r - 1 0

(試験研究用)

飼料の種類	飼料の名称
幼すう用プレミックス	幼すう用Bミックススーパー

5 飼料添加物の製造の開始年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 製造する飼料の原料又は材料の種類

飼料添加物の種類	原料又は材料の種類
プロピオン酸カルシウム	プロピオン酸、水酸化カルシウム
幼すう用プレミックス	DL-メチオニン、塩化コリン、硫酸亜鉛（結晶）、米ぬか油かす、大豆油
〇〇〇マイシン	生産菌名、賦形物質、（発酵培地）

7 製造施設の概要

1) 飼料添加物の製造に係る主要施設の概要

(製造工程1)

番号	主要施設	数量	規模、能力等
1	培養槽	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇1
2	ろ過装置	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇1
3	溶解槽	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇1
4	凝縮装置	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇1
5	反応槽	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇1

(製造工程2及び3)

番号	主要施設	数量	規模、能力等
1	混合機	1台	〇〇型 ナウター式 〇t/h
2	計量器	1台	〇〇型 パッカー式 〇B/S/h
3	包装機	1台	〇〇型 〇〇式 〇B/S/h

2) 製造フロー

別紙のとおり

製造工程が分かるフローを記載してください。
また、別紙で添付しても構いません。

[製造フローシート]・・・の例

製造工程 1 ○○工場 岡山県○×市

